

【令和5年度第2回小牧市障害者自立支援協議会次第】

1. 開催日時 令和5年11月6日(月) 午後2時～4時
2. 会議場所 ふれあいセンター 3階 大会議室

出席者(委員13名のうち12名出席)

(出席した委員) 日本女子大学 中尾 友紀
小牧市身体障害者福祉協会 谷 幸男
小牧市手をつなぐ育成会 黒田 孝子
民生委員・児童委員連絡協議会 丹羽 祐二
社会福祉法人大和社会福祉事業振興会
身体障害者支援施設 ハートランド小牧の杜 野垣 俊也
社会福祉法人あいち清光会 川崎 純夫
社会福祉法人アザレア福祉会 小木曾 眞知子
一般社団法人小牧市医師会 鈴木 美穂
愛知県立小牧特別支援学校 福岡 道郎
春日井公共職業安定所 高木 敏行
社会福祉法人小牧市社会福祉協議会 吉田 友仁
小牧市障がい福祉課 浅野 秀和

(欠席した委員) 愛知県春日井保健所 八澤 佳子

(同席) 尾張北部圏域地域アドバイザー
サポートセンターおりーぶ 大森 恭子
こども連絡会代表 ふれあいの家 あさひ学園 尾崎 雅代
日中活動系連絡会代表 生活介護 サンビレッジ 川崎 将宏
就労支援連絡会代表 就労継続支援A型事業所 かみふうせん
落合 裕子
相談支援事業所連絡会代表 ふれあい総合相談支援センター
伊藤 凡子
委託相談支援事業所 サンビレッジ障害者支援センター
篠塚 ユカリ
委託相談支援事業所 地域活動支援センター本庄プラザ
日高 尚子
委託相談支援事業所 ふれあい総合相談支援センター
川口 佐代子

| | | | |
|-----|----------------|----|-----|
| 事務局 | 小牧市障がい福祉課 | 松浦 | 由和 |
| 事務局 | 小牧市障がい福祉課 | 深田 | 英生 |
| 事務局 | 小牧市社会福祉協議会 | 田中 | 秀治 |
| 事務局 | ふれあい総合相談支援センター | 長江 | 章 |
| 事務局 | ふれあい総合相談支援センター | 羽飼 | 憲次 |
| 事務局 | ふれあい総合相談支援センター | 上平 | まゆみ |
| 事務局 | ふれあい総合相談支援センター | 今井 | 志乃 |

(傍聴者) 3名

3. 報告

(1) 令和5年度 4月～9月の進捗状況 …資料1

- ・相談支援事業所連絡会事業計画
- ・こども連絡会事業計画
- ・日中活動系連絡会事業計画
- ・就労支援連絡会事業計画
- ・全連絡会共通事業計画
- ・基幹相談支援センター事業計画（7月～9月）

4. 協議事項

(1) 令和5年度各連絡会から出た課題について …資料2

- ・相談支援事業所連絡会より
- ・こども連絡会より

<配布資料>

- ・次第
- ・資料1 令和5年度 相談支援事業所連絡会
第3次障がい者計画等進捗状況 令和5年4月～9月
- ・資料2 課題 障害者自立支援協議会 運営会議等での意見より
- ・資料3 地域生活支援拠点について
- ・にじカフェ and にじいろマルシェのチラシ
- ・親族による成年後見のチラシ

◆令和5年度第3回小牧市障害者自立支援協議会

日時：令和6年3月18日(月) 午後2時～4時

場所：ふれあいセンター 3階 大会議室

5. 議事内容

(事務局 長江)

皆様、こんにちは。皆様お揃いになりましたので定刻でもありますし、令和5年度第2回小牧市障害者自立支援協議会を開催させていただきます。当会議進行を務めます、社会福祉協議会相談支援課長の長江です。よろしくお願いいたします。ご多用の中ご出席をいただきありがとうございます。なお、この会議は小牧市審議会等の会議の公開に関する指針により公開とさせていただきます。本日の傍聴人は3人となっております。また議事録に関しましては、情報公開コーナーおよび小牧市ホームページにて公開をさせていただきますのでご承知おきをお願いいたします。では開催に先立ちまして当社会福祉協議会事務局次長の田中よりご挨拶申し上げます。

(事務局次長 田中)

皆さんこんにちは。事務局次長の田中と申します。よろしくお願いいたします。本日は局長の澤木が所用により不在となっておりますので、代わって私の方からご挨拶を申し上げます。日頃は委員の皆様におかれましては第3次障がい者計画をはじめとする各種計画の推進にあたり、多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、障がい者・児を取り巻く問題は日々複雑化、複合化しており、事業の進捗においても発生してくる様々な課題に対処する各機関が適切な事業展開を進めていただいているところです。特に今年度は7月に基幹相談支援センターが開設されました。まだまだ安定運営とは言えないところもありますが、皆様方のご協力のおかげで相談支援事業所への巡回相談をはじめとして、市内相談支援体制や虐待防止機能の強化など、基盤整備を進めているところでございます。また、各連絡会においても、本日添付資料として配付させていただきました、にじいろマルシェや医療的ケア児の把握など、小牧市の特性に合わせた事業を進めさせていただきます。本日はそのような令和5年度上半期の事業報告をご報告させていただきますので、進捗状況をご確認いただくとともに計画の理念であります「支え合い共に暮らせる街の実現」に向け、それぞれのお立場からお気づきの点について忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。何卒よろしくお願いいたします。最後になりますが、本日も非常に蒸し暑く、とても11月とは思えない気候となっております。委員の皆様方にはくれぐれも体調にご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げますが私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 長江)

着座にて失礼します。それでは本日の資料の確認をお願いいたします。事前に送付したものとしまして、本日の次第と資料1今年度4月から9月までの各連絡会の進捗状況、資料2「課題」です。「障害者自立支援協議会運営会議等での意見より」となっているもの。

資料3として「地域生活支援拠点について」の説明、及び11月25日に開催する「にじいろマルシェとにじカフェ」のチラシと本日の机の上に置いてあります「親族による成年後見」のチラシ、以上になります。お手元にございますでしょうか。ない方いらっしゃったら事務局までお声かけください。

続いて、本日の委員の出欠状況ですが、春日井保健所の八澤委員が他の公務のため欠席となっております。

それではここからは次第に沿いまして、中尾会長の進行により会議を進めていただきたく存じます。会長お願いいたします。

(中尾会長)

ありがとうございます。中尾です。よろしくようお願いいたします。確か今日は最初に設定していた日付を途中で変えていただいたのだと思います。私の都合が悪くて、皆様にはご迷惑をおかけいたしました。申し訳ありませんでした。本日お集まりくださりありがとうございます。それでは次第に沿って議事を進めて参ります。議事の1報告です。まず令和5年度の事業報告について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 上平)

事務局の上平と申します。よろしくようお願いいたします。着座にて失礼いたします。令和5年度4月から9月の進捗状況です。まず、相談支援事業所連絡会です。資料1の1ページをご覧ください。右から二列目の終了・継続・変更の欄についてですが、取り組みが終了している事業に関しては、今後も同じように継続するのか変更するのか、終了かを明記しております。途中の事業に関しても、その決定ができていない事業に関しては明記させていただきます。それでは目的の上段です。相談支援体制の充実を図る、相談支援専門員の質の向上、の二つの目的に対して6つの方法で定期会議を行っております。6月20日と9月19日に開催しております。評価としては、定期会議の中で困難ケースについての話は出ませんでしたので、基幹相談支援センターの巡回訪問にて個々に確認していく事にいたしました。こちらに記載しておりませんが、第2回目の定期会議では野中式の事例検討も行っております。療育手帳をお持ちの児の子育てに両親が困難さを感じているケースについて、相談支援専門員ができることのアイディアを出し合い、取り組めることの優先順位をつけながら対応について話し合うことができました。情報共有やケース検討を行うことで相談員が困難ケースを抱え込まないようにして行く必要があります、またスキルアップに繋げていけるよう今後も、定期会議や事例検討会を継続して参ります。次の目的、相談先の周知です。8月2日に西部地区民生委員・児童委員連絡協議会から依頼があり、出前講座を行い21名の参加がございました。聴覚障がいや視覚障がいの方への関わり方についての講話を行っております。この出前講座にて障がい者への理解に繋げる機会になりました。西部地区民生委員・児童委員連絡協議会からは、2回目として3月にも依頼が

ございます。その他の地区には相談先の説明はできていない状況でございます。

続きまして2ページをご覧ください。目的「地域課題が把握し解決を目指す」では二つの方法で実施しております。各連絡会にアドバイザーとして委託相談支援事業所連絡会の相談支援専門員が出向いて、各連絡会の課題を把握いたしました。課題の把握はできましたが、その課題について提案できる事や結論は出ませんでした。下段の相談支援事業所連絡会で検討すべき課題を共有し、課題解決に向けて検討については、1ページの定期会議の内容にも記載しておりますが、緊急時に受け入れ先を探す事に相談支援専門員がかなり苦慮しております。地域課題として今後も継続して検討が必要です。この課題につきましては、のちほど協議事項にて委員の皆様からご意見いただければと思います。

3ページをご覧ください。目的①市内の相談支援専門員を増やす、方法としては、前尾張北部圏域地域アドバイザーの鈴木さんよりご提案いただきました、機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定について検討いたしました。特定・障害児相談支援事業所（計画相談）の加算として、基本報酬とは別にいくつかの条件を満たすと加算を算定できるものとして、事業所の報酬を増やしていいのではないかとというものです。3回に分けて条件にもあります複数事業所による協働体制構築の検討会を開催しております。相談支援事業所だけでなく、こどもの事業所や就労支援の事業所、日中活動系の事業所も参加していただきましたが、その中で相談支援事業所の2事業所が前向きに検討していく事になりました。今後はこの2事業所とふれあい総合相談支援センターとで具体的な協議を進めて参りますので、検討会につきましては終了といたします。続きまして下段です。目的、卒業後の多様な進路の確保です。2つの方法で実施しております。8月7日に保護者向け進路先説明会を行いました。保護者への参加申し込みの際、事前にどんな事を知りたいのかアンケートを取り、それを基に6事業所と相談支援専門員をパネラーとしてパネルディスカッションを行いました。保護者参加は18名でした。保護者からは聞きたい事が聞けて良かったという意見が多くありました。パネラーの6事業所を含めて、市内の12事業所がブースを設けて保護者との個別面談も行っております。続きまして、下段の特別支援学校と進路の情報共有ですが、今回のこの保護者向け進路先説明会で、教員とも情報共有ができればと思っておりましたが、特別支援学校3校ともに都合が合わず教員の皆様のご参加はございませんでした。保護者向け進路先説明会については、アンケートで、来年度の開催については参加希望が少なかった事もあり、毎年ではなく頻度を検討しながら継続して参りたいと思います。特別支援学校の教員との進路の情報共有については現在、個別相談で連携が取れる関係性になってきております。今後は保護者向け進路先説明会についての教員へのご案内は早めに行い、参加していただけるように進めて参りたいと思います。相談支援事業所連絡会は以上となります。

続きまして、子ども連絡会の4月から9月までの進捗状況です。4ページをご覧ください。3つの目的に対して5つの方法で実施しております。6月16日に子ども連絡会の全体会を開催し、20名の参加がございました。各関係機関の取り組みや相談状況等の報告

を行う事で、近況を互いに確認する事ができました。事業所部会から出ておりました課題についても話し合い、学校と関係機関の相互の状況を知る場となり、内容を事業所部会へ報告しております。下段の事業所部会です。7月17日に開催し、各事業所の受け入れ状況や近況報告を行い、互いの事業所の状況を知る事ができました。参加者18名でした。

「事業所が学校へお迎えに行く際の困り事」と「相談員がいないケースの困り事」について、グループで話し合いました。課題に対してさまざまなアイデアを出し合うことができいております。出たアイデアについては今後検討して行く必要があります。事業所が学校にお迎えに行く際には、必ず社員証や名札をつけて身分を証明する事や事業所を明確にする事、そしてお迎えの時間が変動する時は必ず学校へ連絡をする、など事業所ができる事から徹底して取り組む事といたしました。

5ページをご覧ください。事業所見学会です。8月21日から25日まで、保健センターや学校、保育園、子育て世代包括支援センター、春日井児童相談センターの関係者を対象に、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、あさひ学園への見学会を開催しております。受け入れ事業所は21事業所で延べ105人という多くの方々にご来校いただき、事業所への見学に参加していただくことができました。「事業所で取り組まれている療育を見学できたことや、実際に利用している児童の様子を見学する機会はとても有意義だった」「学校での様子を聞く事ができたなど、お互いの顔の見える関係づくりのきっかけになった」という意見もいただいております。見学会を行った事で、各事業所の特色や違いなどがわかり、具体的にイメージすることができた事や、よりスムーズに密な連携がとれるよう、互いが見学会に参加しやすい時期や期間、頻度などを検討していきながら今後も継続して参ります。続きまして下段のはじめのいっぽ編集作成です。4年に一度の見直しで3月発行に向けて関係者が集まり、修正箇所の洗い出しや確認作業を行っております。今回ははじめのいっぽでは、医療的ケア児等に関する掲載を行っていく予定にしており、掲載内容の検討も行いました。

続きまして6ページをご覧ください。療育支援事業への協力です。5月12日にあさひ学園主催の支援者向けの研修を行い、参加者は30名。7月13日には児童発達支援センターひろばが主催の保護者向けの説明会を行い、参加者41名でした。支援者向けの研修会では、地域でも誰もが安心して暮らせるように支援者の役どころを改めて確認する機会になった事や、保護者向けの説明会では、就学までの流れや困った時に相談先を知る機会になった事、「先輩ママさんからの経験から、対応の仕方を学ぶ事ができた」など、それぞれの療育支援事業への感想をいただいております。今後は7月に小牧市に児童発達支援センターが1事業所増えましたので、療育支援事業に関しましては、その1事業所も含めて支援者向けや保護者向けなどの研修会を実施していけるようにテーマを検討しながら、療育支援事業への取り組みの協力を継続して参ります。

続きまして7ページをご覧ください。障がいに関する理解の促進については支援が必要なお子さんのためのガイドブックの更新です。日中活動系連絡会、就労支援連絡会ともに

現在、新規事業所に掲載用のデータを作成していただいております。

続きまして8ページをご覧ください。医療的ケア児等ネットワーク部会の進捗状況です。目的、医療的ケア児等の支援は、4つの方法で実施しております。5月31日に医療的ケア児等ネットワーク部会にして情報共有・意見交換を行っております。参加者17名です。関係機関での医療的ケア児への現状の関わりを共有し、保育園や小学校で受け入れをして行くケースについてや、学校への訪問看護の受け入れについてなどを話し合いました。今後も関係機関の医療的ケア児等の関わりを共有していく事で、医療的ケア児への支援につなげていけるよう継続して参ります。次に、支援者による意見交換会を6月12日に開催し、12名の参加がございました。事業所の困り事や支援についての情報共有をする事ができ、今後の支援の参考になった事や関係機関の関係づくりができたという意見がございました。今後は更に多くの機関との情報共有ができるよう、開催案内を早めに行い、より多くの関係者と意見交換ができる場を設けていけるように継続して参ります。下段、なかよし訪問です。4月から9月で医療的ケア児等コーディネーターと保健センターで自宅や病院への訪問を行い、4名の保護者との面談、本児との対面を行いました。なかよし訪問を継続している事で、小牧市内の新規医療的ケア児等の把握の仕方や流れができてきております。把握できている医療的ケア児等の情報、状況把握の仕方を検討して行きながら、今後も継続して参ります。

9ページをご覧ください。継続ケースの把握、共有では保育園に通っている医療的ケア児の継続把握を行い、保育園での具体的な様子を共有する事ができております。今後はその児童が通っている保育園の園長にも医療的ケア児等ネットワーク部会に出席していただいて、より具体的な実際の状況を共有し、次の医療的ケア児への支援に繋げていけるよう継続して参ります。中段の医療的ケア児等コーディネーターの周知では、先ほどもお伝えいたしましたなかよし訪問にて、相談先の周知を行っております。今後も新規の医療的ケア児等への相談先の周知が必要でありますので、継続して参ります。下段の医療的ケア児等に関する冊子作成につきましては、先ほどお伝えいたしましたので、割愛させていただきます。

以上、こども連絡会の進捗状況です。

(事務局 羽飼)

日中活動系就労支援全連絡会共通事業の計画の進捗状況は羽飼が説明をします。10ページをご覧ください。日中活動系連絡会・就労支援連絡会は合同で行っている事が多いので、重なっている内容については省略させていただきます。目的として、①サービス事業所が支援に係る知識の習得や技術が向上し、サービス内容を充実に繋げる、②サービス管理責任者、生活支援員の質の向上、③他の事業所の支援内容を知る事で、サービスの質の向上に繋がられるよう必要な支援を学ぶ。このための方法として、日中活動系連絡会・就労支援連絡会の合同連絡会を6月5日に行いました。令和5年度に新規で立ち上げた就労

継続支援A型事業所、就労移行支援事業所の自己紹介や近況報告、情報共有を行いました。また、連絡会委員を事例検討会、おしごとフェア実行委員会、にじいろマルシェにじカフェ、保護者向け進路説明会の4つのグループに分かれて、顔合わせや代表を決めました。日中活動系事業所の受け入れによる事業所見学会が11月下旬より行う予定としております。事例検討会は10月2日の第2回の合同連絡会で行っています。内容としては第3回で報告をさせていただきます。

11ページをご覧ください。目的として①余暇活動の場の確保、②市民のスポーツ大会・イベント等に障がいのある人が参加する、③障がいのある人の創作活動や展示・発表の場の充実の方法としてにじカフェ・にじいろマルシェ開催予定となっています。にじカフェ・にじいろマルシェの開催に向けての打ち合わせは先ほどのグループ分けで担当者が7名おり、11月25日に向けて話し合いを行っております。また、9月27日にとよめサロンという当初計画にはありませんでしたが、小牧市社会福祉協議会が北外山で遺贈を受けて高齢者から子どもが集える場としてのとよめサロンを令和2年度に開所しております。まだ知名度が低い事もあり、活性化プロジェクトへの協力として9月27日に、にじいろマルシェを行いました。8事業所が参加、来場者は78名でした。評価として、地域の皆様に福祉サービス事業所を知っていただく機会になり、事業所で取り扱う商品を販売することができました。

12ページをご覧ください。方法として、小牧市内のスポーツ大会、文化芸術活動の情報共有、参加、小牧市障がい者（児）スポーツ・レクリエーションや小牧市障がい者作品展「こまきアール・ブリュット展」等のイベント。実施状況としては、①サンデーボランティア主催、身体障害者福祉協会協力として「ボッチャ教室」を7月よりふれあい総合相談支援センターの相談支援専門員が利用者へ試験的に参加呼びかけをしました。谷委員より、事業所に声かけしても良いと話をいただいた事もありまして、メールで日中活動系連絡会、就労支援連絡会、相談支援事業所連絡会事業所に利用参加を呼び掛けました。評価としては、呼びかけた利用者の中では、「楽しかった」と継続して今も参加して下さっております。実施状況②10月より先ほどのとよめサロンで福祉サービス事業所の作品を展示しています。10月の一回目はふれあい障がい者デイサービスセンターの作品を展示しております。続いての目的として、「障がい者が日中通える事業所をPRする」では来年2月にガイドブックを発行する予定です。

それでは13ページをご覧ください。就労支援連絡会の事業報告に移りたいと思います。目的として①事業所、関係機関と連携して総合的な就労支援施策を推進、②福祉施設から一般就労への移行・定着、③余暇活動の場の確保、④市民のスポーツ大会イベントなどに障がいのある人が参加する、⑤障がいのある人の創作活動や展示・発表の場の充実、⑥障がい者施設による物販の機会の充実では、日中活動系連絡会と方法が同じのため、実施状況も同じとなっています。省略させていただきます。

続いて、14ページをご覧ください。にじいろマルシェを当初の計画では12月号のこ

まき社協だよりに掲載予定でしたが、10月のこまき社協だより、にじいろマルシェに掲載しております。また、11月の広報こまきにも載せさせていただきます。小牧市内のスポーツ大会や、文化芸術活動の情報共有・参加については、日中活動系連絡会と同じため省略させていただきます。下段の障がい者が働く事業者ガイドブックの更新については、同じく来年2月にガイドブックを発行予定になっております。

15ページをご覧ください。方法として、市の調達方針に沿って優先的に発注を行い、施設などの仕事を確保、では障害福祉サービス事業所一覧などの冊子印刷や議事録作成、こまき福祉のおしごとであるポスターやチラシの作成を依頼しております。その他にも、小牧市介護保険サービス事業者連絡会の冊子作成や、介護展の看板作成などを依頼しております。評価としては、優先的に障害福祉サービス事業所に発注する事ができております。続いての目的、①障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動の取り組み、企業などの理解・協力を推進の方法として、①障がい者雇用支援月間にポスター配付・掲示依頼を行いました。実施状況として、①就労支援連絡会事業所や関係機関にポスター配付・掲載を依頼しております。評価としてポスター配付・掲載依頼により雇用促進に関して企業への理解を繋げるように働きかけができました。来年度も継続して障がい者雇用促進月間ポスター掲示依頼を行い、理解推進に繋げていきたいと思っております。続いての方法として、②小牧市障がい者雇用促進奨励金を支給です。小牧市が障がい者を受け入れ雇用している32事業所に対して奨励金を支給しております。評価として、障がい者雇用促進に一定の効果がありました。直接的な補助金がある事で、費用としては人件費を抑制することができております。

続きまして全連絡会共通事業です。16ページをご覧ください。目的、①介護・福祉・保育の人材不足解消、介護福祉保育の魅力PR、②障害福祉サービスの充実、方法として12月16日、こまき福祉のおしごとフェアをふれあいセンターで行います。現在実行委員7名が12月16日に向けて検討をしております。出展数としては17法人と小牧市幼児教育・保育課となっております。続きまして地域住民の障がいに関する理解促進、障害福祉サービスの周知という目的に関しては、障がい者の日、障がい者週間を12月の社協だよりで掲載予定としております。障害福祉サービス事業所一覧に関しては、来年の2月発行に向けて進めております。

17ページに移ります。目的として、障がいのある人が親亡き後も地域で安心して暮らし続ける、方法として、権利擁護についての研修、尾張北部権利擁護支援センター主催権利擁護に関する研修への参加協力をしております。実施状況として、権利擁護に関する研修会の案内を就労支援連絡会、日中活動系連絡会、こども連絡会、相談支援事業所連絡会にメールや連絡会開催時にチラシをお渡し、広報をしております。6月23日の研修会では、講師として尾張北部圏域地域アドバイザーの大森様の基調講演や、弁護士より親亡き後の暮らしの事例報告の意見交換があり、8名の方が参加しております。評価として、「親亡き後、障がいのある方が地域で自立して行くためにすべき事や理解者を増やしていく事がわ

かった」など、研修を受けた事で多くの事を学ぶ事ができました。今後も研修があれば、案内して権利擁護に関して学んでいけるようにしていきたいと思います。日中活動系連絡会、就労支援連絡会、全連絡会共通事業の進捗状況については以上です。

(事務局 長江)

18ページをご覧ください。基幹相談支援センターの進捗状況になります。目的が2つあります。「地域の相談支援を拠点として総合的な相談支援業務を実施する」「相談員の質の向上」という事で、冒頭でも話しました巡回相談を行っております。「他事業所の相談支援専門員への支援」さらに「地域課題の確認」を行っております。実施状況にある事業所に職員二人がお伺いしました。各事業所を回って直接話しをする事によって、「相談員同士の関係性ができてきて良かった」と意見をいただいた事業所もありましたが、中には「忙しいため時間が作れない」という事業所もございました。「緊急対応ですぐにショートステイを利用したいが、受け入れ先がなかなかない」という困り事があったという事で、後ほどの課題にも繋がってくるかと思えます。終了・継続・変更は書いておりませんが、巡回相談はまずは今年度、一巡やってみてまた検討したいと考えております。

19ページをご覧ください。学校教育課からの依頼で市内の小中学校の教員を対象に、福祉サービスについての講話を行いました。元々これは予定になかったのですが、基幹相談支援センターができてから依頼がありまして、2回行いました。1回目が20名、2回目が55名の参加をしていただきました。放課後等デイサービスの手続きの流れや、取り組み内容、利用料金などについての説明やライフステージに沿った福祉サービスについての講話を行い、「将来に向けた福祉サービスについての話を聞いて良かった」と参加者からの声を聞いております。こちらにつきましては計画外で急遽の依頼だったので、短期間で終了と考えております。下段です。基幹相談支援センターの進捗検討会議というものを開催しました。これは基幹相談支援センター業務の外部チェック機能として、主に次の事を行います。基幹相談支援センターの相談支援専門員が他の事業所の相談員へ行った助言等の支援への評価です。そして基幹相談支援センターが関与する困難ケースへの対応への評価という事になります。参加者のうちには小木曾委員にもお願いしておりますし、大森尾張北部圏域地域アドバイザーにもお願いしております。巡回相談で聞き取った内容を伝え、主任相談支援専門員や委託相談支援事業所から助言をいただく事ができました。

20ページをご覧ください。2段目の現任研修受講者フォローアップ研修、こちらは従来から市の委託相談の事業所の立場でおこなっていたものが基幹相談支援センターとして受けているもので、行っている事は前年度や以前と変わりはありません。8月に6名、9月に7名受けていただきました。「小牧市内の社会資源等の助言を行い、より幅の広い社会資源を伝える事ができた」「小牧市障害者自立支援協議会の現状を伝え、各連絡会の取り組みを知っていただく事ができた」という評価となっております。おそらくこちらは制度として取り組むものとなっておりますから、来年度も現任研修受講者フォローアップ研

修は行っていく予定となっております。空欄のところは下半期以降の計画でございますので、今回は空白とさせていただきます。

21ページです。「虐待を未然に防ぐ」「障がい者を地域で孤立させない」という目的については、尾張北部権利擁護支援センター開催企画の啓発の協力として、障がい者虐待防止研修会を事業所の皆さんにご案内しました。虐待防止研修として、7月13日に21名参加がありました。「虐待対応の基礎知識の講義の中で、虐待具体例があり、分かりやすかった」「障がいと高齢の虐待の違いを学ぶ事ができた」といった感想がありました。またこういった研修があれば、協力して皆様に啓発していきたいと考えております。下段の障害者差別解消法は12月に開催予定となっております。では、基幹相談支援センターを含めた上半期の進捗についての報告は以上になります。

(中尾会長)

ありがとうございました。今のご報告を受けまして、皆様からご質問などをお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。4月から9月までの6ヶ月間の進捗状況ですが、今年度は障がい福祉計画でいうと最終年になり、その最終年の途中という事ですが、終了したのもあれば継続・変更、これからやるものもあるので空欄になっているものもあるという事ですがいかがでしょうか。お願いします。

(吉田副会長)

2点質問したいのですが、1ページの第3次障がい者計画等進捗状況でございますが、関係機関への周知の出前講座という事で、西部の地区民生委員・児童委員連絡協議会が勉強会を行ったと書いてあります。3月にも行われる予定という事で、今回は聴覚障がいや、視覚障がいの方への接し方、関わり方を行ったと聞いておりますが、今後、障がい者にも知的障がい者の方もおりますがその辺りまでも、これは西部地区の問題ではございますが、どのように関わっていくのか。8月2日に行われたようですが、どのような話し合いや反応があったのか、また3月に行うという事ですが、その事について少しお聞きします。これは終了とか継続とか今後の事について記載がありませんが、どのようになっているのかお聞きしたいと思いました。

それから、17ページの親亡き後のという事ではありますが、これは私達の立場としても非常に心配なことがあります。11月3日の中日新聞に「障がい者の親亡き後の安心」ということが掲載されておりました。その事も踏まえて、私は民生委員・児童委員を昨年の11月までしておりましたが現場の意見として、親は「死ぬに死ねない」という心配事があるようです。その辺のケアを行政でできるものか、それぞれの事業所で行うのか、大変な課題だとは思いますが、最終的にグループホームに入られるのか、そういう受け入れという非常に難しい問題かと思っております。その辺を行政・役所の方では、最終的に親が亡くなった障がい者の方には成年後見人制度がありますが、そういう事をどのように対応され

ていくのかお聞きしたいと思います。私は民生委員を辞めておりますが、いろいろな相談を受ける事がありますので、多少でも教えていただけたらと思います。以上2点について、西部地区は6地区で一つでございますがあとの5地区に関して、社会福祉協議会としての西部地区の取り組み方について、本日、丹羽委員が民生委員の代表でおられますが、どのような考えでおられますか。やはり時に合った対応をして、時の問題としてやはり切実ではないか、勉強するだけでもお聞きするだけでも構いませんが、実質、民生委員・児童委員といってもなかなか障がい者に関しては、非常に難しい問題であります。「どうだ、どうだ」と訪問するわけにもいかない。やはり家族や本人からの相談があればお邪魔させていただくのですが、ここ3年か5年くらいですか災害時避難要支援者台帳を作っております。それを今は行政が半年に一度改定をしまして、その中で登録された方でも、お亡くなりになられたとか入院されたとか入所されたという事になると民生委員から自然に手を離れるわけです。そのような事も踏まえて台帳の活かし方が、各地区一人一人問題提起が変わってきている。皆でやればいいのですが、その辺の格差があるような気がしておりますが、その事も踏まえて分かる範囲で教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

(中尾会長)

ありがとうございます。2点あったかと思えます。一つは相談先の周知、今回は民生委員・児童委員連絡協議会で出前講座をしたという、この点で今回6地区あるうちの西部地区のみで行われていて、次も西部地区のみでやるという事で、ここは私も少しお聞きしたいと思ってお尋ねしたいのですが、西部地区のみで行われたという事、今後他の5地区でおこなわれる可能性があるかどうかという事。それからもう1点が今回は視覚、聴覚障がいについて周知をするという事で行われたという事ですが、今のお話にもありましたが、知的障がいやその他障がいにも様々なものがありますが、これを発展させる可能性があるかどうかという事です。これらの事について行った事務局の方にもお願いしてもいいでしょうか。

(相談支援事業所連絡会代表 伊藤)

相談支援事業所連絡会の伊藤です。この西部地区民生委員・児童委員連絡協議会から要望をいただいて出前講座をさせていただいたという経緯があります。この視覚障がいや聴覚障がいの方への関わり方の内容についても、その地区からの要望があってお話をさせていただいております。基本的にはご要望をいただいて、昨年度もご要望をいただいた時には、その地区にある障害福祉サービスの事業所というところの説明をさせていただいたりしております、このような話を聞きたいというオーダーをいただいて説明をさせていただいております。他地区に関しましてはこの取り組みをお知らせしていない状況もあり、まだオーダーをいただいていないのですが、他の委託相談支援事業所、地区ごと近い

所と協力をして、来年度以降は声かけをしていこうかなというところと、このような事を聞きたいという事を聞きながらこちらからも「このような障がいに関してご説明をさせていただきます」と提案もしていけるかと思います。

もう一つ、2つ目の障がいがある方の親亡き後のところに関しまして、相談支援事業所連絡会、相談支援専門員を個々のケースでそれぞれ相談を受けている状況です。基幹相談支援センターの巡回相談でも8050問題等のケースは聞いており、相談支援専門員はそのケースに対して個々に対応をしております。以前は日中活動系連絡会でも話題が出て、研修会や意見交換会で事例検討などもしていると思いますので、今後もいろいろな形で親亡き後についての事は取り組んでいくと思います。以上です。

(中尾会長)

ありがとうございます。2点目についてもお答えいただいたのですが、1点目の所について、丹羽委員から中部地区民生委員・児童委員ということで、何かご要望があるのか、現状をお聞かせ願います。

(丹羽委員)

現在、民生委員協議会では主体的に一番関わっている方は、ひとり暮らしの高齢者の方がほぼ主体です。当然、避難要支援者台帳にも障がいをお持ちの方も載っているのですが、実際に関係しているのは寝たきりの方くらいです。正直なところ障がいのある方との関わりは少ないので、民生委員・児童委員協議会で研修をする時もほぼ高齢者、特にひとり暮らしの方についての研修を中心にしております。西部地区では去年も障がい者のことをやられた続きで今年もやられたのだと思いますが、今のところ他の地区でそういった話は聞いていません。

(中尾会長)

ありがとうございます。現状をお知らせくださいました。もし、民生委員・児童委員の方への周知をするという事であれば、おそらくこちらから積極的に呼びかけていく必要があるというのが、今のところの課題なのかなとお聞きして思いました。

それからもう1点、親亡き後の問題で、権利擁護等が絡んで、どういった事をしているのか今お話がりましたが、その他これに絡んで何かありますか。先程の吉田委員のお話しの中では、今後の展望のお話しがあったかと思うのですが、どなたか詳しい方がいらっしゃいましたらお願いします。今では相談をしていくという事でしょうか。

(事務局 長江)

私は相談員をしていないのですが、何年も前から親亡き後という事は話題となっております。今はだいぶ変わったかもしれませんが、以前は親御さんが自分で介護をしていくの

だという事で、福祉サービスを使う事に積極的ではなかったと聞いた事があります。法が整備されていろいろなサービスができる中で、相談支援専門員というサービスができ、いろいろな提案をしていって親御さんが元気なうちからサービスを使って、障がい者福祉の支援に繋がっていくという事を進めていた時期があったと思います。それは変わらないのかなと思いますが、例えばサービスを使わないとされると、「何かあったらご相談ください」という対応になってしまうのでそういう点でまだ課題は残っているのかなと感じております。

(中尾会長)

ありがとうございます。おそらくそれに直面した時に動き出すというのが現状で、その時に重要なのが相談というところかなと思います。その他いかがでしょうか。小木曾委員、お願いします。

(小木曾委員)

私から5つよいでしょうか。まず、1ページの相談支援専門員の質の向上という事で、評価の②事業所間のケース引き継ぎ方法や緊急時受け入れについて、相談員の代筆について話し合いや共有を行う事ができた、とあるのですが、もし分かれば具体的に、どのようなケースがありどういうふうでどうなったのか、どういった代筆か分かれば教えて欲しいのが1点目です。2点目として、3ページの①市内の相談支援専門員を増やすというところで、3回シリーズでお話し合い、説明会をしたのだと思うのですが、2事業所が前向きに検討していくという事で、プラス社会福祉協議会でも検討していくとあるのですが、その後の進展はどのようなかというところがあります。そしてやり方等というところは小牧市障害者自立支援協議会としても知っておくべきと思いますので、それを聞きたいです。3点目ですが、6ページ療育支援事業への協力というところで、理由・根拠というところの、児童発達支援センターが2ヶ所という事で内容を検討していくとありますが、これは児童発達支援センター中心に研修等必要な事は共に考えていくという解釈で良いのか。4点目として、基幹相談支援センター19ページ目になります。こちらについて巡回訪問をされてという事で今後検討をしていくとあるのですが、その辺のご負担はないのかなという事と、基幹相談支援センターが立ち上がって7月からという事で、5ヶ月くらい経つのですが、基幹相談支援センターとして巡回訪問をして、いろいろな意見を聞いて共有ができたというところ、基幹相談支援センターとしてやりがいや大変さがあればお話しいただけたらと思います。最後に、協議事項にも当てはまっていくと思うのですが、親亡き後等というところで、暮らしの場ということで二つの視点が必要かなと思うのですが、一つ目はグループホームの充実という事で、今、とある事業所みたいに新聞やテレビを賑わしている現状があるなかで、親御さんとしては今まで大切に育ててきた息子さんや娘さんの預け先として託す場としてそういう扱いをされると不安であるという事は多々聞くので、そう

いうところが小牧市の事業所では無いようにしていくために、前から言われている日中活動系連絡会や就労支援連絡会では新たな展開というところは、暮らしの場の部会みたいな形では考えてられていないのかと、同じくそれが言えるのがヘルパーの事業所の件であって、グループホームではなくひとり暮らしをしたい方にはどうしてもヘルパーが必要だと思うのですが、ヘルパー事業所が今後経営難で無くなっていくという現状を踏まえて、その辺について本日議題もありますと考えていかなければいけないので、検討しているのかどうかを確認したいです。以上になります。よろしく申し上げます。

(中尾会長)

ありがとうございます。少し多岐に渡っているので、順番にいきたいと思います。まず相談支援事業所連絡会についてお願いできますでしょうか。

(相談支援事業所連絡会代表 伊藤)

相談支援事業所連絡会伊藤です。まず1つ目、引き継ぎ方法についてと代筆についてお話をさせていただきます。事業所間ケース引き継ぎ方法につきまして、基本的には委託相談支援事業所から委託相談支援事業所に直接引き継ぎをしていただくという形を取っていただくという確認と、何か困り事で基幹相談支援センターから他の相談支援事業所の方にケースを移管する場合には用紙を皆さんに見ていただいて、こんな情報があるといいですね、という内容を盛り込んだ用紙を作成しまして、こちらの用紙で皆さんに引き継ぎさせてほしい、という共有ができています。もちろん計画相談の用紙やモニタリング用紙についても、必要な書類についてはこれがあるといいですね、という内容を相談支援事業所同士で書いて確認をしました。それから緊急時受け入れについてはこういうケースで困っている、という情報をいただいている中で、この方法が最適だ、という解決策みたいなものはまだ共有ができていないです。本当にギリギリのところ、こんな方法で受け入れ場所をみつけました、というような情報を相談員同士で共有しています。

それから代筆について、あらゆる場面で相談員が代筆をする事があって、それをどこまで支援しているかという中では代筆を行っている相談員の数は少なく、小牧市の相談支援専門員の課題としては挙がらなくて、そこまで困っていないというところで、今回この代筆に関する課題はありませんでした。1つ目の質問に関しては以上です。

(中尾会長)

ありがとうございます。そうしましたら2つ目で機能強化型サービス利用支援費の算定について、ふれあい総合相談支援センターと、2事業所とともにお話し合いを続けていると思います。その後の進展についてお願いします。

(事務局 長江)

事務局長江です。これから相談支援事業所の立ち上げを検討している所も含めて話し合いまして、ふれあい総合相談支援センター以外に2事業所が前向きになったという事です。ただ、1事業所がこの検討会が終わってから、職員の配置などで動きが取れないという事が分かりまして、現状今動くとするふれあい総合相談支援センターともう1事業所だけの、2事業所だけになってしまいます。実際はまだ動いていません。私と伊藤でこの会議で進めていたのですが、いろんな件がありまして、いったん止まっております。ただ、やってみたいという事業所とはふれあい総合相談支援センターがまず一緒に検討を始めて、その後で実はもう1事業所の体制が復旧すれば参加していただけたと思いますので、先行しながら後で入っていただくということを想定しております。また、他の相談支援事業所これから立ち上げる所も含めて、この共同による対策が組んである事のメリットは、金銭面収入面だけではなく、ひとり相談員の所がケースの事で相談しやすくなるのではないかという事もありますので、基盤を作っておいて、これから立ち上がった所が入ることができるようにしていきたいと考えております。私どもふれあい総合相談支援センター内でもこの他社と連携して加算を取る事について合意を取れていないという現状で、なるべく早く事務局内でまず他社と組んで行う事について合意し、それが取れ次第、まずは自社が取得できるように必要な要件を含んでいきたいと考えております。

(中尾会長)

ありがとうございます。3点目のこどもの事についてお願いします。

(こども連絡会 尾崎代表)

あさひ学園の尾崎と申します。市内に今年の夏にもう1ヶ所、いろは児童発達支援センターを取られました。国から児童発達支援センターを中心にといった点で話をいただいているところですが、あさひ学園の計画書の中でも早期の療育の拠点としてうたっていただいておりますので、児童発達支援センター2箇所とあさひ学園と共同で、こどもの分野の福祉を支え広げていければと考えております、以上です。

(中尾会長)

ありがとうございます。それから4点目が基幹相談支援センターの巡回のお話でしたが、いかがでしょうか。

(相談支援事業所連絡会代表 伊藤)

相談支援事業所連絡会伊藤です。基幹相談支援センターとして巡回訪問させていただく中で、事業所が日々忙しい中、時間を空けてくださって、訪問し話を聞かせていただいている状況です。私たちとしましては相談支援事業所連絡会の会議の中で率直に口に出すこ

とは、会議ではできないのですが、個別で訪問させていただく中で、ケースの悩み事を共有させていただいています。私たちのケースの話も聞いていただいております。巡回させていただくならではの利点だと感じております。ただ、日々お忙しい事業所もありまして、巡回訪問を断られる場合もありますが、引き受けていただいている事業所に関しましては、幅広い個々の困り事が聞けている実感があります。基幹相談支援センターが後方支援という位置づけになっているのですが、私たち自身もその後方支援に幅があり、どのように動くかという事が、これから相談支援専門員にも私たちにもそこを一緒に把握していくところだと思えます。例えば利用者と一緒に相談を聞く事で、利用者がどちらの相談員に相談すればいいのかのように混乱させるのではないかなど、一緒に相談を聞く事が後方支援なのかという点、本当にその幅については探っている状況です。まだ始まったばかりですので、今の感想が私から出てこない状況ですが、決まった事をこなしている中で、もう少しこうして振り返れると思っている次第です。以上です。

(中尾会長)

ありがとうございます。最後の一点が部会、グループホームに関連して、とある事業所のグループホームの事件などを受けて起きているので、それを踏まえてそうしたことが小牧市で起こらないように、どういう体制を作っていくか、部会を作る案があるかどうか、その他ヘルパーの事業所を検討するという事だったかと思えますが、この点に関しましてはいかがでしょうか。

(事務局 長江)

事務局長江です。グループホームも含めた日中過ごす所についての部会の話は具体的に挙がっていません。ただ、この後の課題でもある地域生活支援拠点、これはグループホームだけの事ではないのですが、この体制整備は、どうしてもグループホームがキーになってくると思いますので意識せざるを得ないと思っています。また、前アドバイザーの鈴木さんからは、グループホームの質の確保のためにも基幹相談支援センターがチェックしなければいけないのではと言われた事もあります。グループホームだけではなく地域生活支援拠点を相談員や障がいのある方が有効に活用できるか、社会資源となるようにするためにどうしたらいいのか、その結果として、こういう部会があったらいいのではないかという事であれば、それは検討せざるを得ないと感じています。ホームヘルパーにつきましては、当社会福祉協議会のヘルパーもなかなか増えないという状況を私も経験した事がありまして、難しい事だと思っております。こまき福祉のおしごとフェア、または今少し停滞していますが、小牧市内の事業者の求人情報を扱うホームページの作成、この2点が今挙がっております、そこは継続して行くと思いますが、ヘルパーに特化して何かというのは具体的に挙がっていないし、部会の話も今のところ出ていません。ただ、介護保険サービスとしてのヘルパー部会がありまして、そちらにも私と羽飼が関わっておりますので、

人員の補充についてお話があれば、またこういった協議会に反映していきたいなど考えております。以上です。

(中尾会長)

ありがとうございます。よろしければ川崎委員も今の点に関して何かありましたらお願いいたします。

(川崎委員)

孤立感のお話ですか。

(中尾会長)

そうです。相談支援専門員が多分複数いらっしゃると思うんですけど、孤立させない為の何か工夫がありましたら、お願いいたします。

(川崎委員)

私どもサンフレンドとサンビレッジという両方の相談支援事業所を任されておるのですが、僕は直接相談支援の仕事はしていないのですが、見ていると複数人がいてもやはりケースごとに、すごく大きく抱えているところがあるように見えています。ケースについてサンフレンドとサンビレッジでお互いに連絡をとり合っているようです。

(委託相談支援事業所 篠塚)

月に1回集まれるようにしています、相談員3人体制でやらせていただいているんですけども、一つのケースが困難なケースが抱えることが3人それぞれあるので、なるべく月に1回そのケースは今どうなっているのか、共有をするようにしています。やはり自分の頭だけだと、どうしようかなとなったりしますし、同じ法人の相談員が知ってもらっただけでも安心には繋がるので、月1回やらせてもらって困難ケースの共有を今年度始めました。自分としては、なるべくチームで動けるような相談員体制を作りたいなと思っていますのですが、まだそこまでではなくて、現在共有を始めているところであります。

(川崎委員)

うちは複数人いるので相談できるという話をしましたが、一人しかいない所は基幹相談支援センターが中心というか間に入って、そういった孤立感を減らせばいいのかなと思うのですが、基幹相談支援センターができるのがすごく嬉しくて良かったなと思っているのですが、先ほどから聞いていると後方支援というのが気になって、我々としては先頭に立って引っ張っていつてもらえたらと思っていたものですから。後方支援でいいのですか。

(中尾会長)

お願いしてよろしいですか、今の件について。

(事務局 長江)

やはり担当する相談員が主であるべきではないかという考えを持っております。その人を差し置いて基幹相談支援センターが前面に立って、相談者や保護者とやりとりするのは、ないとは思いませんけれど、やはりまずは相談員に動いてもらう、その相談員が例えば、一人の考えだけでは少し自信がないとか、確証を持ってない場合に一緒に考える相手として基幹相談支援センターを使ってもらえれば良いのかなと思います。ただ案件が虐待とかなったりすると、またやり方が変わってきますので、内容次第ではあると思っています。そしてある時期には逆に基幹相談支援センターが全面に出るけれど、最終的には計画相談で契約している相談員さんに前面に立ってもらう。そういった前に出る出ないだけではなく、私どもが言うのがおこがましいかもしれませんが、相談員のスキルアップというか、そういうものも含めて後方支援と解釈しております。

(中尾会長)

ありがとうございます。ちょっとお聞きしていて感じたのが、おそらくひとり職場の相談員さんが自ら抱えているものが合っているのかどうなのか、自らその聞きに行く事の難しさがあるなと思いました。もしかすると、定期的に先ほどの月に1回とは言わないですけれども、それが巡回相談なのかもしれないですが、どういう状況になっているのかという事を、基幹相談支援センターのほうから聞きに行くみたいな事も実は必要なのかなと感じたりもしたのですが、その辺はいかがですか。

(事務局 長江)

巡回相談のスケジュールリングされた日程とは別でフリーで伺うという事ですか。

(中尾会長)

今、巡回相談がそうなってるという事ですか。全ての所に聞きに行っているという事ですか。

(事務局 長江)

そうです、市内に計画相談が10ヶ所だったと思うのですが、それを約2ヶ月半にわたって、一巡します。それを4回繰り返しますので、単純に4回はお邪魔する事になるかなと想定しています。逆にその4回しかないの、あとの困った時にどうするのかと疑問はあるかもしれませんが、巡回をする事によって、話しやすい関係性ができる事で連絡をいただければと考えております。

(中尾会長)

その年4回のタイミングが大体ひとり職場の相談員にとって適切かどうか、という事で、そこで人間関係を築いていく事ができれば、自ら相談員の方から事例を挙げてもらえるんじゃないかという事ですね。

(事務局 長江)

そういう事を期待しております。

(中尾会長)

いかかでしょうか。よろしいでしょうか。その他で小木曾委員の所は複数いらっしゃるんですが、どのような事で孤立を防ぐ事をやられているか、よろしければお願いします。

(小木曾委員)

うちは相談員として動いていると思うのですが、複数、職員の半分は相談支援専門員を持ってやっているんで、それぞれの方針で今持っているケースで、ちょっと疑問に思うものがあれば、随時、お話をその事業所同士でしている状況と、あと私が両方の事業所に行って、今のケースというところは、プリントされたものを読んでそれを聞いたりしている状態です。それで全て解決できるかどうかはきっとそうではないし、うちの課題だなと思っているのですが、ただ先ほど言っていたケースなんですが、相談支援専門員がひとりというところを孤独というのは、2つの観点があるのかなと思っています、1つは、新人の相談員はどうしていいかわからないという不安。もう1つは年数を重ねてきたとはいえ、例えば相談員としては自分ひとりが動いて、ほかの人は支援で通所や入所も受け持っている、やはり考えるジャンルが違います。例えば、とある事業所で上の方から言われた相談員さんの話では、逆に当事者の方やご家族の事を考えると自分の事よりも相応しい、例えば入所の方に繋げていった方が、その方の為になる。但し、通所の部分では「マイナスになる」と言われる事がある。それで、ひとつのケースですが、そういうところもたぶん聞いた事があるのは、うちの法人も同じ事が言えるので、運営という部分で難しいなあと思うのですが、例えば他の市で(豊川市)私が主任相談支援専門員を去年受けた時に、4人の相談支援専門員が来ていたのですが、その中ですごく相談員同士の仲が良い。それで秘訣を少し聞きました。そうすると、毎週水曜日に堅苦しくない、茶話会みたいな形で、市役所か社会福祉協議会か忘れましたが、一室を開放して、そこに来たい相談員がいつでも来てわいわいしてると。で、そのわいわいは、「ちょっと聞いてよ」みたいな雑談会みたいな形で、そこに市の職員の方が一人は居て、そこから豊川市モデルじゃないですけど、いろいろなシステムが周りに出来ているというので、やっぱり堅苦しく会議を開くとやはり話にくいと思います。かといって、茶話会のようなものを開くにしても、部屋を開けるのを誰がするのかなどの問題もあると思います。例えば月に1回、何も無い

開放日を相談員の為に設けて、そこで気軽に例えば、お弁当持ってきてもらっても良いし、何かしても良いしというのを、場所だけを提供する事で、そこに行けば誰かがいて誰か聞いてもらえるみたいな安心感があるのかなあと考えた次第です。例えばの話です。

(中尾会長)

ありがとうございます。新人の方に関する研修だとかそういう話だと思いますけれども、そうではない普段のところで、顔も見えない関係をどう築いていくか、というのでは、良い参考ケースかなという風に思います。

その他これに関してはいかがでしょうか。次の相談員さんに当てていきまされたけど。ちなみに障がいそのものの相談というのでは系統が違いかもかもしれませんが、ハローワークでは就労の相談で、孤立させないというような、何かなさっている事はありますか。

(高木委員)

相談員と申しますか、ナビゲーター、コーディネーター、職員で主にその3人で障がい者の方の相談等ですね、自分の知識をもって就労相談にのったり、当然困った事例の時は、お互いに今こういうケースの話があるけどという事で、お互いが持つてる情報とかスキルを提供し合って、一番良い方法を選択して、求職者の方に提供したりという形をとっています。

(中尾会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。少し時間が少なくなっているの、2つ目に移ってもよろしいでしょうか。2つ目で、「緊急の居場所確保」という事で、ご意見をお聞かせ願えればと思うのですが、まずは川崎委員から現状についてお聞かせ願えればと思うのですが、よろしいでしょうか。

(川崎委員)

現状と申しますと、今、私どもと市と緊急の時に預かりできるようになっているという契約等を交わしているのですが、コロナ禍になってしまったので、受け入れをするのが非常に難しく我々も自粛しておりました。短期の入所の人についても、今ほとんど受け入れをしていない状況です。とは言いましても、やはりどうしても緊急受け入れをしないといけないとありますので、今年も4人くらい受け入れをしておりまして、たまたま小牧市はいませんでした。例えば急に親が亡くなってしまって、行き場がないという事で、お一人預かりました。そのほかの多くは他市町、もうひとり他グループホームを利用していたのですが事情がありそこを出なければならなくなり行き場がないという事で私もお預かりしています。この方は他市町の方です。それからお母様が急な大きな手術をしないといけないという事で受け入れました。この方は3ヶ月お母様からお預かりして、こ

の方も他市町の方でした。小牧市の方は受け入れをしていませんけども、そういった形でショートステイも緊急の受け入れもしながら、できるだけ受け入れる様にしております。ただ、なんらかの障害福祉サービスは、長江さんの方から話がありましたが、親御さんが元気なうちに障害福祉サービスをできるだけ利用したい話もありましたけども、そういう方だと、わかりし我々もそのアセスメントの段階というか、大体そこから情報を得たりできるんですけども、全く急に何の障害福祉サービスを受けていない方が来た時に、すぐ「はいどうぞ」と、受け入れるかという、私どもは利用者の方と一緒に生活をしているので、感染症の事とかいろいろな事をクリアにしないと、簡単に受け入れするという訳にはいかないところがあります。

(中尾会長)

もう一件お聞かせいただきたいんですけども、障がい特性に合ったという点で、おそらくサンフレンドさんは、知的障がいの方を主に通常は受けているのだと思うのですけれども、そのほかの障がいの方で「緊急に受け入れを」と言われた時の課題があれば、お聞かせいただければと思います。

(川崎委員)

小牧市の方から2、3ヶ月前緊急受け入れの相談があって、その方は知的障がいではない方で、うちで本当に預かる事ができるのか、そういう事をすごく中で議論して、感染症の問題だとかいろいろな事をあらゆる角度からケアさせてあげないと、いろんなところで検討して、最終的に行く所がなければ、うちで受け入れますというお話までいったんですけども、たまたま相談員さんが他の所を見つけてくださって、うちを利用されなかったんですが、ですから専門外のいわゆる精神障がいの方とか身体障がいの方だと、やはり我々としては専門性がないので、不安なところはあります。

(中尾会長)

ありがとうございます。そのほかこれに関しまして、どなたかありますでしょうか。

(川崎委員)

ついでにお話しさせていただきますけど、一応受け入れるための場所は確保してあります。あとは人員の問題です。その障がい特性のお話もありますけれども、どんな方かわからない方だと、ひとりで対応できるのか、ふたり必要か、そういう方に急に人を確保するのが、非常に難しいわけです。私からの提案で、場所だけは提供しますので、人が来てくだされば、使っていただいて全然かまいません。基幹相談支援センターの方だとか、市役所の方だとか。

(中尾会長)

はい。

(事務局 長江)

サンフレンドさん大変ありがたい社会資源なんです、平行して地域生活支援拠点、先ほどから申し上げている、こちらの資料3でございます、もしかしたら皆さん、ご存じかもしれませんが、今一度これを再度、拠点という機能に確認いただきたい今後お時間いただいてよろしいでしょうか。

(中尾会長)

お願いします。

(障がい福祉課 深田)

では市役所の方からご説明させていただきます。皆さん、資料3という事でお配りさせていただいておりますが、この地域生活支援拠点については、長江課長からもご紹介いただきましたが、皆さんには計画のところでもいろいろとお話をさせていただいておりますが、改めてですが、まず地域生活支援拠点の目的は、主に二つ挙げられていまして、緊急時の迅速かつ確実な相談支援や、短期入所が活用できる体制を整える、これは介護者、例えばお父さんお母さんに介護されてる方であれば、そういった保護者の方々の急な入院などが挙げられてきますが、そういった時の受け入れ体制を整える、地域として整えていくという事。そしてもうひとつが、施設や親元からグループホームやひとり暮らしという形で、地域で生活をしていくように、移行していくための支援という、このふたつが主な目的となっています。その目的を達成するために必要な機能という事で、5つ挙げられている状況になっています。この5つの中で、今協議事項に挙げられていたのが、緊急時の受け入れ態度というところになってきます。ここについては、川崎委員からお話いただきましたように、小牧市役所としてはサンフレンドさんと短期入所の緊急短期入所の契約をさせていただいているというところではあるのですが、先ほど申し上げたように、例えば夕方の5時6時になって、急に今夜の居場所がないという時に、サンフレンドさん全部受け入れていただける事ができるのかというと、必ずしも体制というのが常に用意していただいているわけではないものですから、そこについて受け入れがなかなか、相談員含めて市も苦慮することがあるという状況になっているので、その時の体制・仕組みを考えていかなければいけない、というのが現状になっています。それと合わせて③の体験の場、体験の機会についてですが、これも似たような形になるのですが、先ほど話にありましたグループホームというところが、緊急の受け入れ対応、もしくは体験の場、機会、というところの両方に引っかかってきます。やはり地域生活支援拠点においては、グループホームの活用、グループホームの皆さんからのご協力というところで、グループホームとの連携をもう少

ししっかりと仕組み化するということが必要になってくるのかなと思っております。例えば、他の市町村では、グループホームに事前に登録していただいて、空き部屋を活用して、緊急時、もしくは体験の場としてその空き部屋を利用させていただき、そこで空き部屋の状況を相談員と共有をする、そういった事で空き部屋をグループホームとしては有効活用していただくというような事ができますし、相談員の皆さんが困った時にその空き部屋を有効的に直接的に働きかける事ができるといったメリットもあるということになります。ですのでそういった何かしらの仕組みというのをもう少ししっかりと作っていく必要があるかなと考えております。現状そういったところがまだまだ不十分であるという事で、こういった協議での課題が出てきているという状況になっています。以上になります。

(中尾会長)

ありがとうございました。グループホームをどう活用していくかという事、サンフレンドさんにしても場所はあるという事で、それをどう活用していくかという事で、私が今お聞きしている中で、課題として挙がってきているのは、それまでサービスを利用されていなかった人がより問題になっている点でしょうか。そこをどうしていくかというところではやはり、3番の体験の機会の活用というのが重要になってきていて、それが緊急時にも繋がるという、そんな事をお聞きしながら理解したところです。これにつきましていかがでしょうか。これは相談員さんが関わられていたりしますか。小木曾委員、こういう事に関わられた事はありますか。何かその際に感じた事がありましたらお願いします。

(小木曾委員)

ジャンルが違うので、例え話で聞いていただければと思います。地域生活支援拠点というところでは、緊急の誰かがいないと一人で過ごす事ができない人を対象としていて、私のところに来るケースは、どちらかと言うと家族問題があつて、今日出ざるを得ないのでどこか泊める所はないかと言われて、迷わず「ホテルに行ってください」という話をして終わっているのですが、実際にはそういう方々ばかりではないと思うので、私の方にもよく子どもさんで今日行く場所がないとか、2~3日後には1ヶ月くらい預かる所がないのとか、他の市町の相談員さんからもSOSが来る事があつたりするのですが、そういうところには知っている限りのところで、私も他の市町の相談員と繋がっているんで、そちらのネットワークを使って、どこか空いている所に入らせていただくというような状況です。ですので、個々のネットワークで繋いでいるという状況です。これは先ほど言われた労力とそういう人員がなければどうしようもないというところがあるので、市の課題として、そういうお子さんも含めたレスパイトができるような地域生活支援拠点というところは整備されてほうが良いだろうなどは、相談支援事業所として相談員としては強く思うところです。ただ、先程川崎委員が言われたように、実際には知らない子をいきなり預かるというのは、やはり厳しいしリスクはあるし、当たった支援者が大変だとは思っているので、そうい

う所の確保を誰かにやれと言ったら、皆分からないしやりたくないのが実情なので、例えばお金で解決するのならそれも一つなのかなと思いますし、これだけ出すから誰かやってくれと言って、そのお金で「じゃあ私がやる」という人が現れればそれで良いのかなという気はします。

(中尾会長)

ありがとうございます。もうお一方、野垣委員にもお聞きしていいですか。相談員として何か関わられていた事例がありましたら。

(野垣委員)

確か6月7月8月くらいにそういったご相談をいただいて、ご家庭の事情だったと思うのですが、お一方お受け入れさせていただいた記憶がございます。留意事項に書かれています障がい特性に合った受け入れ先という事が相談員さんや相談支援の段階の方には必要だという事が出ている通り、川崎委員からも次からも同じなのですが、受け入れに困っている事情があってお受け入れをしなくてはいけない、という社会福祉法人の責務であったりそういう事も含め考えたのですが、やはり今までに福祉サービスをご利用された事がなかったり誰とも繋がった事がない方だったりを、他からお受けするという事は、事業所側のリスクとか、御本人様に限らず御本人様を取り巻く、例えば親御さんだったりその方のご家庭の状況だったりいろいろな事を踏まえると、やはりある程度の情報が共有されているという事が必要なのではないのかなと感じます。いろいろなケースがあるとは思いますが、その方のADLを含めて情報を共有して、事業所の方に伝えていただける事があり、「こういう対応をしてください」「こういう場合に関してはこうしましょう」というような連携体制がうまく取れれば、非常に短時間にスピーディーに決めていかなければいけないので難しいかもしれませんが、そういう体制の仕組みを作りながら、受ける側とお願ひする側の関係性がうまく取れればいいなと思っております。以上です。

(中尾会長)

ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。谷委員、お願いします。

(谷委員)

視覚障がい者の件で、2月迄は要支援2だったのですが、骨折して入院をして半年経って要介護5になった方です。要支援の時は、1日2回ヘルパーさんが入っていた。同行援護も週2回あった。それが今、要介護5になってヘルパーさんが全くないのです。契約をしていないからできませんという事で。それでは大変だと思うのですが。例えば車椅子を借りて入浴用の椅子も借りて、全部実費で月に1万1千円払わなければいけない。介護保険で出ないから。そういう問題もありますし、なんとか早急に解決して欲しいと思うので

す。実際に今迄は要支援ではやってもらっていた事が要介護ではできない。それでは少しおかしいのではないかと思いますのでお願いします。だから外出するのにも今まではボランティアとして出られたのですが、要介護になった途端ボランティアもできない。一切何もできない。専門のケアワーカーや看護師でないと対応できない。そういう場合を早急に解決して欲しいので、よろしくお願いします。

(中尾会長)

今のケースは途中で介護度が変わったケース、重度になっていったケースですね。先ほど、お話しをお聞きしたのですが、視覚障がいがあって車椅子でという状態でヘルパーを受けられるという相談を特にやられているとか何かありましたら、アドバイスをいただければと思います。

(事務局 長江)

事務局の長江です。まず、要支援で福祉サービスを使っているということは地域包括支援センターなりケアマネジャーがついていたと思います。その方が要介護5になってそのままケアマネジャーが引き継いでいる可能性が高いです。

(谷委員)

現在、そのケアマネジャーが担当しているのですね。

(事務局 長江)

はい。ヘルパーを一切なくしたというところは、何か理由があるはずなのです。このケースの事が分かりませんのでここで細かくは申し上げられませんが、ケアマネジャーがご本人や家族と話し合った結果が、今のサービス支援体制なのかもしれませんので、何故ヘルパーがなくなったかというのは、そのケアマネジャーに個々に確認をしていただいたほうが間違いないと思います。それと併せて、車椅子を使って障がいサービスとして出かけることは多分できると思います。それについても要介護5ですとかなり重いと思いますので、敢えて出かけるリスクを取らないというケアマネジャーもおりますので、そこも理由があるかと思います。お手数ですが、個別に担当ケアマネジャーに確認していただいたほうが間違いないのではないかと思います。

(谷委員)

そのケアマネジャーさんとも4回くらい相談をしたが、話がまとまらないという事ですので、いろいろな問題があるかとは思いますが、なんとか対応をしていただきたいなと思っております。

(事務局 長江)

谷委員、障がい福祉サービスに関してですと、例えばケアマネジャーと障がいの相談支援専門員が一緒になってサービスの調整をする事もなきにしもあらずなのですが、多分今回の件については、社会福祉協議会のケアマネジャーとなぜ本人さんとの意志が合わないのかという理由があるはずですので、そこはこの場ではなく、個別に確認をしていただいたほうがよいかと思います。

(谷委員)

それはそうかもしれませんが、この場でこういう事があるのですよと皆さんに知っておいておきたかったのです。

(事務局 長江)

はい、承知しました。

(谷委員)

一日も早く解決をしないと、死活問題です。銀行に行くにしても行けない。食事を買っても行けない。そういう問題があるのです。

(中尾会長)

ありがとうございます。複数の障がいを抱えていたり、高齢と障がいの狭間のところで複雑な問題を抱えているケースもあるという現状についてもお話しいただきました。次の3つのこども連絡会から出てきている事例について、こども連絡会の尾崎委員、これに関して補足でお話いただければと思います。

(こども連絡会代表 尾崎)

あさひ学園の尾崎と申します。小牧市であさひ学園からの親子通園という事で、主に2歳児、来年の春、年少さんになられる方が親子で来られるのですが、現在登録120から130名ぐらいおられます。就園に向かって親子療育に区切りをつけて児童発達支援事業所などに療育を切り替えるお子さんがいるのですが、その際に小牧市では相談員の不足がしているために、セルフプランで新しい児童発達支援事業所を見つけ、契約を使用し、利用していくお子さんが大勢いらっしゃいます。あさひ学園の関わる親子につきましては、あさひ学園がこういうところがこのお子さんにとってはいいのでは、とご提案させていただくのですが、実際に動いていただくのは、保護者の方となっています。こどもの場合は特に相談支援専門員が100%ついている市町村もあるという事を聞きますと、こどもが月単位、年単位で姿が変わっていきますので、就園を機にまた就学を機に中学高校に上がる、そういったライフステージが変わるごとに、そのこどもに対

して関わる機関が同じような支援ができる、それが一番望ましい形だと思います。ただ、相談員が急に増えるという事ではありませんので、どういう風にしたら現状が変わっていくのかを考えると、例えばこども連絡会は事業所部会で話し合っている事としては、アイディアの一つとして例えば、複数の事業所を利用する事になったら、必ず相談員をつけましょう、といった意見や、外国籍のこどもについてはやり取りが通訳の方に入っていたとしても難しいところがあるので、外国籍の方については相談員をつけましょう、など、もしくは母親に調整する力、支えがないとやれないといった保護者の方、保護者の方で少し課題があるといった支えが必要な場合、こういった場合に優先的に相談支援専門員についてもらってはどうかという意見も出ています。

介護保険で言うと、高齢の方は半年や一年、定期的に担当者会議といいまして、関わる皆さんで今までの振り返りとこれからの計画の確認、周知などを行っていて情報交換を行うのですが、こどもの場合は、そういった事がなかなか実現できていないので、ぜひそうした場が母親自身の力でできればいいという案も出ています。そのため、小牧市の成長記録ノートと言いまして、私たちあさひ学園を利用される際、それから保健センターや子育て世代包括支援センターの中にある教室を使う際には、今までどのような育ちをされてきたかというものをまとめる母子手帳のようなものがあるのですが、そういったものの中に保護者の方がご自分で関わる関係機関を調整して、担当者会議のようなものが開けないか、そのようなものがあれば保護者にとって有意義ではないか、お知らせをしてはどうか、という案が出ました。

(中尾会長)

ありがとうございました。医師会の鈴木委員に今の「障がいを持つ保護者の方が動いてやられる」というアイディアがありましたけれども、何かお聞きして思った事があれば、お聞かせいただければと思います。

(鈴木委員)

私の場合、特殊な場合は小牧市の方については社会福祉協議会に繋げるようにして、そこで関係が作れると思っております。例えば放課後等デイサービスですとか児童発達支援を含めて、そうした方について声掛けはしているのですが、先ほどあさひ学園の方がおっしゃったように、ライフステージに沿って見て行かないと分からない事が様々あるのでもちろん一人で対応できる事があれば、一番望ましいと思うのですが、実際マンパワーとしては難しいと思います。複数の時や外国籍の方の場合など、母親になんらかの問題がある方については、医療機関としては非常に同意できる点で、ぜひその形でお進めいただきたいと思います。

あとで一点、別件でいいですか。

(中尾会長)

その他よろしいでしょうか。そうしましたら鈴木委員、別件という事でどうぞ。

(鈴木委員)

就労移行支援などについてです。例えば、孤立させないといった事的前提として、最近思うのは、非常に不登校が多く、不登校が引きこもりに繋がっている方が非常に多いと感じています。今、多分お話されている方でも高い年齢層の方の話をされていたと思うのですが、今後それが若年層に変わって行って、いろんな問題を抱えていると現場で思うところがあります。例えば、つい最近あったケースですが、最初、お母様だけ受診されたのですが全く家族以外は喋らない場面緘黙の方で、喋る事は全くできないのですが、家では喋られているという方が非常に多くいらっしゃる。そして、こういう方を障がい者として学校が認定しているかという、そこまでではない場合が多い。そういう方が引きこもっておられたりする。例えば、名古屋市などではコミュニケーションをとるためのプログラムを設けられている所があって、これは就労移行支援などで実施されていると思うのですが、就労移行支援までたどり着けない人がいらっしゃって、その三年間喋れなかった方は私と半年ほどで喋るようになってくださいました。ただ、彼は特定の場所では喋れないのです。そうした方が大学に行きたいとか、通信でこうしたいと言った時に、今度就労にも結びついていくので、事前に把握するという事だとすると、市で予算的に可能であればですが、コミュニケーションを取るための講座やマニュアル、そういうプログラムがあるような機関、例えば何回かに分けて、年に何回か設定できるとかという形があると、ニーズがあると思います。そうして医療機関も含めてかかれなかった方が、グループホームや、様々なところに繋がるのがこれからだな、と思うと進捗で申し訳ないのですが、これから本当に必要だと思っています。名古屋市などは他にもあるので、様々な支援センターで実施されていて、その人は小牧市外の方なのですが、名古屋市のところに行くとか大変に焦ってかかろうとしています。それが空回りはされているのですが、そういうニーズを、逆に小牧市にもできると他の力にもなり、なおかつ就労に結びつき、障がい者の団体で、とても潜在能力ある方いっぱいいらっしゃるのです。そうした方をどう獲得していくかという事だとすると、積極的な意味でのプログラムとしてはいいと思いました。

(中尾会長)

ありがとうございます。お聞きしていて進捗のところで、学校から要望があつて学校の先生たちに講座をしたというお話があつたかと思うんですけども、不登校からの引きこもり、大人の方で引きこもっている方も、実は幼少期から引きこもりの方も非常に多いというお話もお聞きしますので、結構学校教育の中でそうした問題を抱えているお子さんを発見して、そこからサービスの方に繋げていくというような事がすごく重要ななと思うと、先生方へのそうした周知というのもすごく重要だとお聞きして感じました。

(鈴木委員)

ご本人ができるようなプログラムというのが、私は一番いいかなと思いますが、うちも保護者向けをやっており、保護者向けの方がやりやすいのです。でも実はご本人が参加できるものもあって、なおかつ今の計画を拝見していると、障がい重い方の層が割と主なんです。だけど、もう少し違う段階の方も含めてやっていけると、働ける方たくさんみえるので、とてももったいない事になっていて、そういう時にやはり、自分だけですぐ就労移行支援に行けるかというとなかなか難しいので、その前段階としてコミュニケーションを取れるようなプログラムを作るなどの形を設けるのは、これからの層を作っていくにはありかなと思いますし、それがひいてはグループホームの層になったり、チェックするきっかけにはなるのではないかと考えています。

(中尾会長)

考える対象自体を「本人を主体」に考えて、本人が関われるかを作っていくっていう事が必要だという事ですね。お聞きして重要なところを、言っておられると思いました。今後の事も含めて、今後に繋がるお話かなという風に思いました。ありがとうございます。

その他はいかかでしょうか、よろしいでしょうか。今日のところはこの辺で終わろうと思います。長い時間協議ありがとうございました。皆様のご協力のおかげで、活発にお話いただくことができました。それでは進行を事務局の方にお返しいたします。

(事務局 長江)

中尾会長ありがとうございました。委員の皆さん、貴重なご意見ありがとうございました。今、いただいた課題に関する事も含めて、来年度計画をそろそろ取りかからないといけませんので、ご意見を参考にしながら事業を進めて参りたいと思います。

こちらのチラシ、親族による成年後見、ここの主催の尾張北部権利擁護支援センターの方、いらっしゃいますでしょうか。説明をしていただけますでしょうか。

(尾張北部権利擁護支援センター 安藤)

尾張北部権利擁護支援センター センター長をしております、安藤と申します。尾張北部権利擁護支援センターは成年後見制度の利用を支援するために小牧市で設置いただきまして、6年目に入っております。おかげさまで、少しずつ認知度も上がってきたというふうに思っているんですけども、このチラシの下の方に書いてあります「尾張北部権利擁護支援センター」漢字カタカナ14文字ですが「けんよご」という事で読んでいただければと思います。今回、この研修会のお話になりますけれども、「親族による成年後見」という事でお話させていただいております。特に障がいのあるお子さんを抱えていらっしゃるご家族、ご家族さんが元気なうちは特にこういった制度の利用はないかもしれませんが、親亡き後と想定される方がかなり増えてきております。そうした中で、いきなり第三者の

後見人というよりは、親族の方にぜひ後見人に担っていただきたい、ただそれはすぐにはなかなかハードルが高いのではないか、あるいはそういった制度の事はなかなか分かりづらいいという事もありますので、こういった方を対象に広くさせていただきたいと思っております。12月10日日曜日、会場はふれあいセンター3階の大会議室で行います。時間は1時半から3時までとなっております。ぜひ皆様の方にご周知いただけるとありがたいと思います。貴重なお時間ありがとうございました。

(事務局 長江)

ありがとうございます。では本日の協議会は以上になります。第3回の次の協議会は次第末尾に記載してありますとおり、令和6年3月18日月曜日14時からとさせていただきます。お忙しいところとは存じますが、よろしく申し上げます。長時間に渡って重ねてお礼申し上げます。最後にもう一度、今回の事務局次長田中よりお礼申し上げます。

(事務局次長 田中)

本当に貴重なご意見ありがとうございました。先生がおっしゃられているように、第3次計画が今回最終年を迎えるというところで、いろいろな動きの中から、基幹相談支援センターの話ですとか、地域生活支援拠点、そして鈴木委員から就労というキーワード、教育というキーワードもいただきました。そういったところをもう一回今日反芻させていただきまして、第3回協議会に向けて、私どもの方でも議論していきたいと思っております。それから第4次計画がもう仕上がりとなってきたとお聞きしておりますし、来年4月からの法改正の事もあります。これから下半期、いろいろ具体的に見えてくると思っておりますので、できればそういった所も踏まえまして、来年の事業の方に活かしていきたいと考えております。また忌憚のないご意見いただけますようお願い申し上げます。本日の協議会を終わりとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。